

議第3号

平成28年度滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成28年度滋賀県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 156,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 繰入金		千円 15,635
	1 一般会計繰入金	15,635
2 繰越金		4,442
	1 繰越金	4,442
3 諸収入		116,123
	1 県預金利息	35
	2 貸付金元利収入	115,765
	3 雑収入	323
4 県債		20,500
	1 県債	20,500
歳入合計		156,700
歳出		
款	項	金額
1 健康医療福祉費		千円 156,700
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	156,700
歳出合計		156,700

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	千円 20,500	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第37条第2項、第4項および第6項に定めるところによる。
計	20,500			